

平成27年教育委員会臨時会会議録（要旨）

- 1 開催日時 平成28年3月29日（木）
開会：午後2時 閉会：午後2時30分
- 2 開催場所 教育委員会室2
- 3 会議次第
 - 議案第50号 大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第51号 大津市通学区域審議会規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第52号 大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の条件附採用期間評価に関する規程の一部改正について
 - 議案第53号 平成14年教育委員会告示第6号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部改正について
 - 議案第54号 平成16年教育委員会告示第4号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部改正について
 - 議案第55号 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の制定について
- 4 出席委員
桶谷委員長、前田委員、壽委員、井上教育長
- 5 会議に出席した説明員
船見政策監、井口学校安全政策監、南堀教育総務課長、小林学校教育課長、岡嶋いじめ対策推進室長、伏見教育総務課主幹
- 6 会議に出席した事務局職員
伊藤教育総務課主任
- 7 会議を傍聴した者
 - (1) 一般傍聴者 0人
 - (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 8 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 委員長が臨時会の開会を宣言

議案第50号 大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○岡嶋いじめ対策推進室長 本市では、いじめを防止し、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境をつくることを目的として、平成25年4月に大津市子どものいじめの防止に関する条例を制定し、条例第14条で市長の附属機関である大津の子どもをいじめから守る委員会について、規則において委員会の会議やその他必要な事項等について規定している。

現行の規則では、会議の議長は委員長が務めることとなっており、委員長が不在の場合は副委員長が議長を代理すること、また、5名の委員の過半数の出席で会議は成立することを定めている。

現在、委員会は、おおむね週1回のペースで開催しているところであるが、委員長及び副委員長両名が不在の場合においても、事務事案に係る対応については、迅速な判断、また対応をするために、委員会の議決が必要となる場合が想定される。しかしながら、現行の規則については、正副委員長が不在の場合における代理の議長についての規定がないことから、規則第5条第4項に、委員長、副委員長が不在の場合の議長代理の取扱いについて規定するため、今回改正しようとするものである。

【質疑】

○桶谷委員長 今まで招集ができなかった事態があったのか。

○岡嶋いじめ対策推進室長 なかった。しかし、正副委員長が欠席の可能性があった日があり、今後このようなことがないとは限らないので、今回議長代理の職について明確にさせていただいた。

【採決】 可決

議案第51号 大津市通学区域審議会規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○南堀教育総務課長 議案第51号大津市通学区域審議会規則の一部を改正する規則の制定について議決を求めるものである。

今回の改正については、通学区域審議会で学区編成等、地域に影響の大きい事項について審議するために、より市民意見を反映させるために、委員構成を見直すとともに審議の継続性を図るため、委員任期を2年とするものである。

委員の数は、条例で12人以内と定められ、その内訳を第3条第1項で示しているが、学識経験者を1人減らし、市民団体選出者を1人増やすものである。

また、第2項の通学区域審議会の委員任期については、現在1年のところを、審議の継続性を図るため2年に変更するものである。

第7条の庶務については、担当課を教育総務課から学校教育課に変更することについては、審議会の主たる調査・審議事項となる通学区域に関することに加え、過去にこの審議会に諮問し、答申を得ている学校選択制に関することについて、教育総務課ではなく学校教育課で所管していることによるもので、今般、事務の所管課と審議会の所管課を一致させることで、機能を高めようとするものである。

なお、施行期日は平成28年4月1日となる。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議案第52号 大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の条件附採用期間評価に関する規程の一部改正について

【説 明】

○南堀教育総務課長 議案第52号大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の条件附採用期間評価に関する規程の一部改正について議決を求めるものである。

今回の改正については、地方公務員法の改正による文言修正のほか、法律第40条の勤務成績の評定の規定が削除され、新たに法律23条の2に人事評価の実施について規定されることから、本市の規程の引用条文についても改めるものである。

なお、施行期日は、改正地方公務員法の施行期日と同じ平成28年4月1日となる。

【質 疑】

○桶谷委員長 条件附の附が、こざとがない付になったのか。

○伏見教育総務課主幹 今回の地方公務員法の改正で、このこざとつきの条件附の附が一斉にこざとなしの付になった。

○桶谷委員長 これは法律の改正によってこういう文言が変更になるということか。

○伏見教育総務課主幹 そうである。

【採 決】 可決

議案第53号 平成14年教育委員会告示第6号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部改正について

議案第54号 平成16年教育委員会告示第4号（教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて）の一部改正について

【説 明】

○南堀教育総務課長 議案第53号及び議案第54号は、行政不服審査法の抜本改正に伴い、大津市情報公開条例及び大津市個人情報保護条例の改正がされることから、関係する教育委員会告示の改正を行うものである。

行政不服審査法の改正については、改正前の制度では、処分を行った行政庁に対する「異議申立て」と処分を行った行政庁の上級庁に対して行う「審査請求」の2つが設けられていたが、改正後は、審理員を擁する審査庁に対する「審査請求」に一元化されるほか、不服申立期間が原則60日以内から3か月以内に延長されるなど、法施行から50年振りに抜本的な改正が施された。

まず、議案第53号は、大津市情報公開条例の施行に係る事務を市長部局の担当職員に補助執行させるもので、「不服申立て」を「審査請求」に改めるとともに、必要な文言の修正を行うものである。

次に、議案第54号は、大津市個人情報保護条例の施行に係る事務を市長部局の担当職員に補助執行させるもので、議案第53号同様、「不服申立て」を「審査請求」に改めるととも

に、必要な文言の修正を行うものである。

なお、施行期日については、大津市情報公開条例及び大津市個人情報保護条例の施行期日と同日の平成28年4月1日となる。

【質 疑】 なし

【採 決】 可決

議案第55号 大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の制定について

【説 明】

○小林学校教育課長 議案第55号大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の制定について、委員会の議決を求めるものである。

マイナンバー制度の導入に伴い、その利用範囲及び特定個人情報の庁内機関相互の提供に関して、必要な事項を定めるものである。

大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の中で取り扱う事務について、教育委員会規則において具体的に定めるものである。

第2条、条例別表第1の14の項の教育委員会規則に定める事務とあるが、条例の別表第1に定めることにより、教育委員会内の中でマイナンバーを含む情報のやりとりが可能になるということである。具体的には、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して支給する就学援助費にかかわる事務になる。

第3条では、条例別表第1の15の項の教育委員会規則に定める事務は、特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため支給する就学援助費の支給の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査若しくは当該申請に対する応答又は就学奨励費の支給の取消しに関する事務とするとしており、具体的には学校教育課内で行う事務ということになる。

第4条、第5条については、条例別表第3の2項、3の3項になり、これは市長部局が持っているデータを教育委員会に提供いただくということになる。

【質 疑】

○桶谷委員長 例えば、情報提供をしていただくものは、こういうために使うということを明確にする必要があり、それ以外には使わないといった規定はあるのか。

○小林学校教育課長 このことについては、条例に規定している。

【採 決】 可決

閉会 委員長が臨時会の閉会を宣言